

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



公渕池 (高松市東植田町)

目 次

1. 香川の水土里情報利活用促進事業について 2~3
2. 農地制度の見直しについて 4~5
3. 平成 21 年度換地計画作成研修会開催/体制整備構想説明会開催 6
4. ひょうげ祭り 7
5. 人事異動/会と催し 8

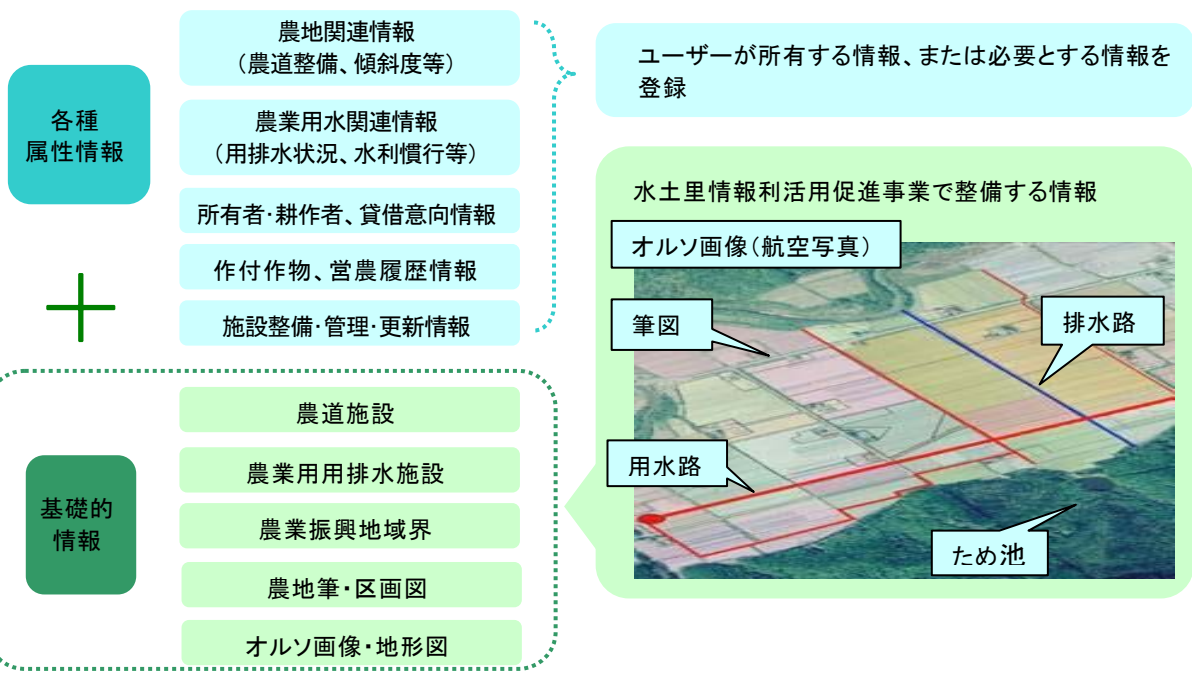
香川の水土里情報利活用促進事業について

平成 19 年度より実施しております「水土里情報利活用促進事業」におきましては、ご協力ありがとうございます。平成 22 年度の事業完了を控え、皆様のお役に立てる農地情報図の整備を行ってまいりたいと考えております。

水土里情報利活用促進事業の概要

農地の所有や利用の状況等に関する情報を関係機関が共有できるよう、農地に関する情報と地図を結合した農地情報を整備し、相互利用できるよう支援します。

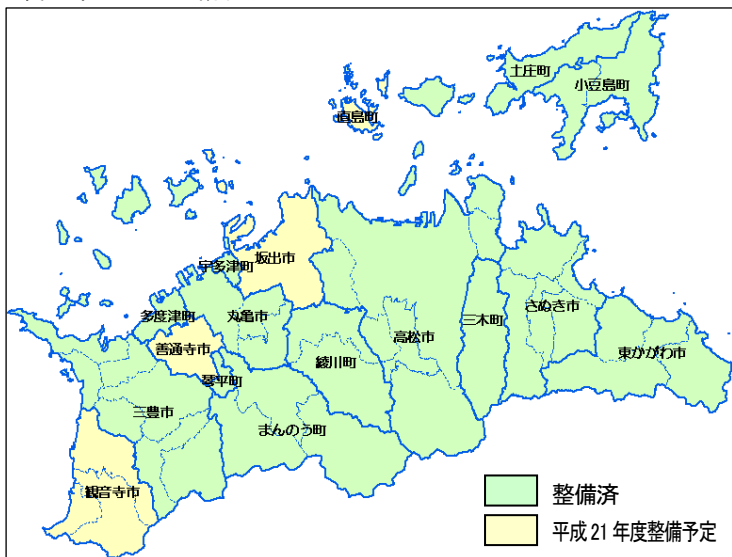
GIS を利用し、オルソ画像(航空写真)上に、一筆ごとの筆図、耕区図、水路、農道等を投影し、各々に地番・面積・延長・施行年度等の基礎的情報を持たせます。



事業の進捗状況(H21.9 現在)

現在のところ、以下の基盤図、農地筆、農業水利施設、農道が整備済です。

農地筆データ整備状況図



整備済データ

オルソ画像(航空写真) 県内全域
 地形図(1/2500 相当) 県内全域
 農地筆

高松市(96%)、丸亀市、さぬき市、東かがわ市
 三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町
 綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
 計 36,200ha(整備率 83%)

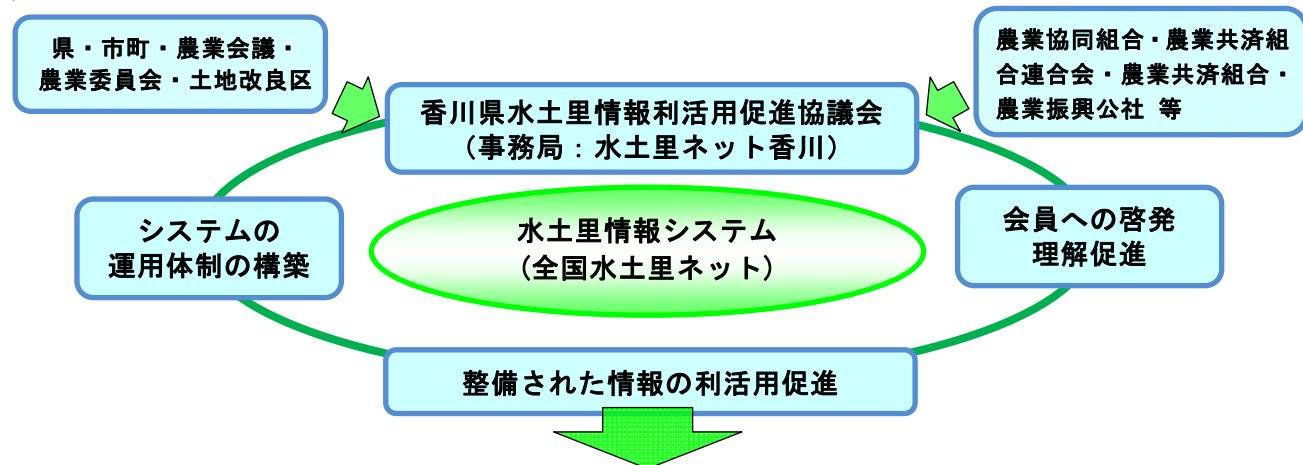
農業水利施設

国営香川用水付帯県管かんがい排水事業
 で整備した水路
 計 228km

農道

農道台帳記載農道(全ての市・町)
 計 700km

整備・蓄積された地図・属性情報の活用例



耕作放棄地解消対策に活用

航空写真(オルソ画像)

+

地形図

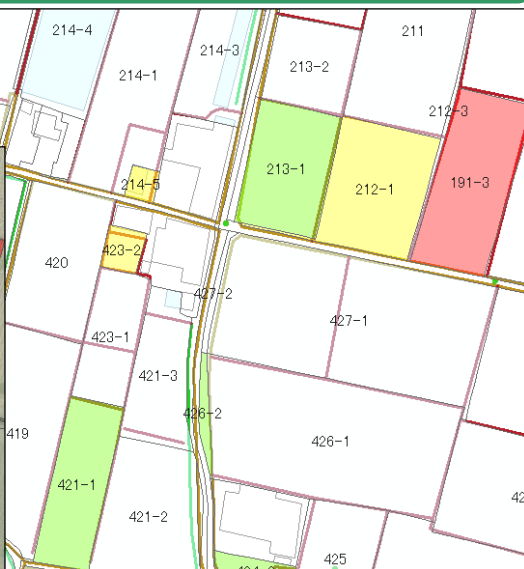
+

農地筆図

+

耕作放棄地管理台帳

耕作放棄地解消計画を策定、国・県の支援(補助)のもと計画に基づいた解消対策を実施



凡 例	
農 地	
耕作放棄地(軽度)	
耕作放棄地(中度)	
耕作放棄地(重度)	

イメージ

※整備した農地筆に、耕作放棄地全体調査表等に必要な農地データを入力

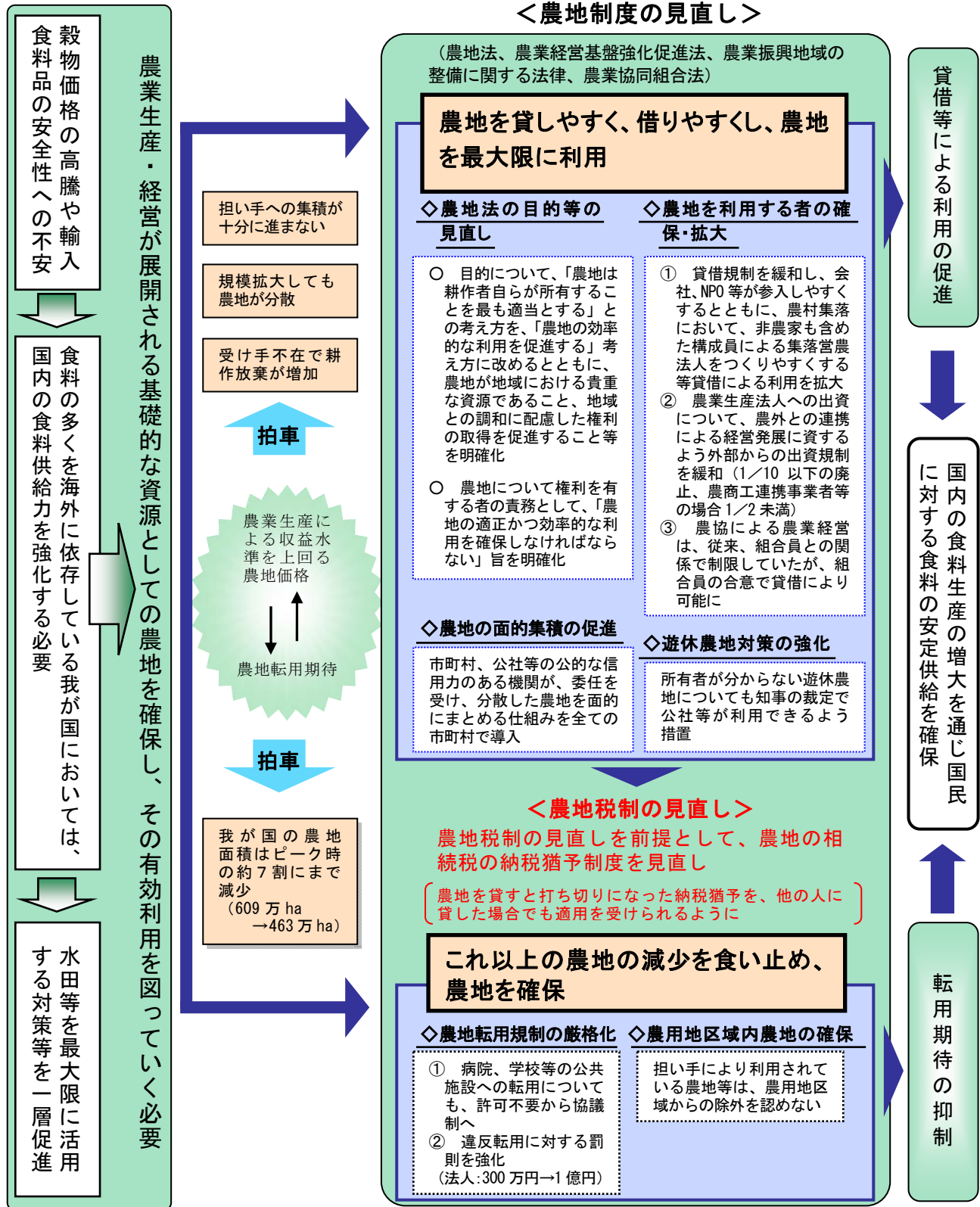
- 1.大字、小字、地番
- 2.農業振興区分、地目、区分、面積
- 3.調査年月日、耕作放棄地区分、現地状況
- 4.解消計画分類、計画解消年度、解消確認日、解消後状況

その他 利活用

- ①土地改良施設の施設保全・管理に活用。
 - ・筆図の属性データとして組合員を関連づけることで、土地改良区賦課金の徴収に活用。
 - ・土地改良施設の規模及び施工年度等をデータ化し管理、保全の策定(ストックマネジメント)に活用。
- ②農業・農村振興における営農活動に活用。
 - ・農家の作付意向や生産量に関するデータを地域で共有し、生産・転作調整及び営農管理に活用。
- ③農地・水・環境保全向上活動への活用
 - ・地域資源のベースマップ作成や対象農地面積の集計、農業用排水路情報検索等に活用。

農地制度の見直しについて

I. 農地法等の一部を改正する法律の概要



Ⅱ. 相続税の納税猶予制度の見直し

改正のポイント

農地を貸し付けても納税猶予を受けられるようになります。
 (租税特別措置法第 70 条の 6 の 2、第 70 条の 6 の 3)

改正のねらい

現行の仕組みでは、貸し付けると制度の対象から外れることから、高齢になっても、無理をしてでも自ら耕作せざるを得ず、意欲ある農業者への貸付を躊躇する結果、農地の集積が進まないとの面がありました。税制面でも農地の担い手への集積を後押しします。

制度の仕組み

納税猶予制度の見直しは、改正農地法の施行日[※]から適用されます。
 ※施行日は交付の日(平成 21 年 6 月 24 日)から起算して 6 ヶ月を超えない範囲で政令で定める日。

一般農地(市街化区域外の農地) 農地転用規制がされている区域

(※) 利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業による貸付けをいいます。

現 行	改 正 後
<p>相続人が自ら営農をしなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 猶予期間中に営農できなくなったり、農地を貸し付けなければ猶予は打ち切り ○ 身体障害などで営農できなくなっても、農地を貸し付けできない 	<p>農地を貸し付けても納税猶予は継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営基盤強化促進法に基づく事業(※)による貸付けの場合 ○ 身体障害などにより営農が困難となった場合 ☆ 農業経営基盤強化促進法に基づく事業(※)により既に貸し付けられている農地について、新たに相続が発生した場合も納税猶予の対象となります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 猶予面積の 20% を超えて農地を譲渡した場合には、すべての農地の猶予が打ち切り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地区域内の農地を農業経営基盤強化促進法に基づく事業(※)により譲渡した場合は、猶予面積の 20% を超えても猶予は継続(譲渡部分のみ打ち切り)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 猶予が打ち切られた場合は、猶予税額 + 利子税(4.0%) を納付 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 猶予税額の納付に伴う利子税を軽減(4.0% → 2.2%)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20 年間自ら営農することにより納税猶予は免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら営農すること又は貸付けにより農地としての利用を継続(相続人の死亡により猶予税額は免除)

市街化区域内の農地(生産緑地を含む) 農地転用規制がされていない区域

三大都市圏の特定市の生産緑地
 : 終身営農で猶予税額免除

特定市以外の市街化区域
 : 20 年間営農により猶予税額免除



現行
どおり

+

- ① 身体障害などにより自ら営農が困難となった場合は、適用農地の貸付けが可能
- ② 特定市(生産緑地)の利子税を軽減(4.0% → 2.2%)

現在行われている都市計画制度の見直しを踏まえて、今後、必要な見直しを検討することとされています。

平成 21 年度 換地計画作成研修会開催

10 月 1 日、2 日の 2 日間、香川用水記念会館において、換地計画作成研修会が開催された。この研修会は、換地技術の強化及び換地事務の円滑な推進並びに関係土地改良区役職員の知識の向上を図る目的として、毎年実施しており、今年も県、市町職員、土地改良区の役職員、換地委員等 35 名が受講した。

開会にあたり、本会山地常務理事の挨拶があり、続いて各科目の講義が行われ換地への理解を深めた。



月 日	研 修 科 目	講 師
10 月 1 日	土地改良法の概要について	中国四国農政局農村計画部土地改良管理課 農地集団化係長 大西弘二
	不動産登記（表示）について	高松法務局民事行政部不動産登記部門 登記官 大西清文
	換地理論	中国四国農政局農村計画部土地改良管理課 農地集団化指導官 河原精三郎
10 月 2 日	民法（全般、相続）について	高松法務局民事行政部不動産登記部門 登記官 濱田正弘
	行政界変更について	香川県政策部自治振興課 主事 丸尾 豊
	耕作放棄地対策について	香川県農政水産部農業経営課 副主幹 本田正聡
	農地制度の見直しについて	香川県農政水産部農政課 課長補佐 三好謙一

体制整備構想説明会開催

農地・水・環境保全向上対策の東讃地域協議会は、9 月 29 日、30 日の両日、高松市役所ほか 3 会場で体制整備構想作成のための説明会を開催した。

体制整備構想は、地域における農地、農業用水などの資源や環境が担っている役割を再認識し、この資源や環境を適切に保全し向上していくために必要と考えられる体制や活動内容について地域で話し合い、将来にわたり充実した活動が行えるよう、地域自らが構想（目標）を定めるものです。

各地区の活動組織では、高齢化が進行し、近い将来、共同活動の継続が困難となる恐れがあるため、共同活動の将来像や活動を継続していく方策について検討することで、農地・水・環境の良好な保全と地域ぐるみで効果の高い共同活動が地域に定着していくためにも体制整備構想の作成が必要であると説明した。



池 ひょうげ祭り

去る9月13日、さわやかな秋晴れの下、高松市香川町浅野地区に伝わる奇祭「ひょうげ祭り」が行われた。

ひょうげ祭りは、江戸時代に水不足を解消するために農業用ため池である「新池」を築造した矢延平六やのべへいろく（1610～1685）の徳を偲び、水の恵みへの感謝と豊作を祝うもので、御輿の渡御に使われる神具は農作物や家庭用品などを中心としたもので作られているのが特徴である。

祭りは、高塚山たこづかやまの新池神社（別称 池宮さん）において、水土里ネット浅野（理事長 上原 勉）の役職員をはじめ、近隣水土里ネットの理事長等参列のもと浅野八幡宮の神職が祝詞を奏上。その後、山を下り御輿に御霊遷しの儀式を行い、新池までの約2キロを練り歩く。



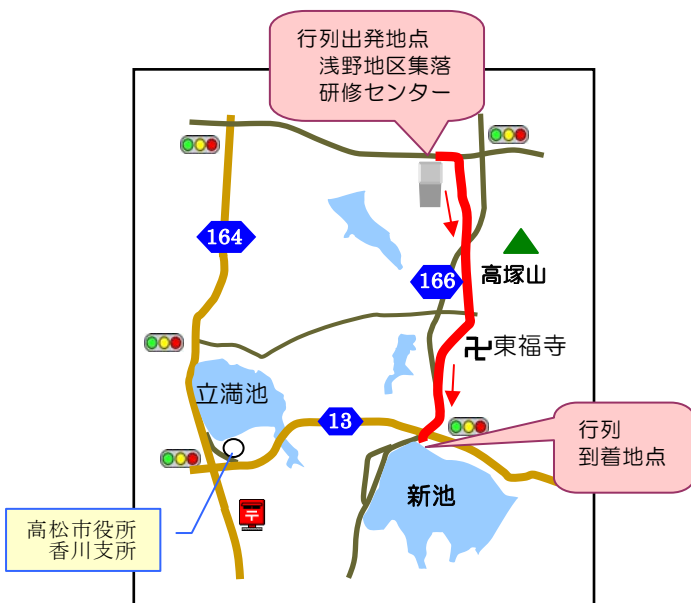
矢を放つ神官役の水土里ネット浅野の上原理事長

御輿渡御に参加する供侍は色鮮やかなメーキャップをし、衣装は飼料袋などを材料にして袴を作り、頭には果物かごやしゅろ皮で作ったまげを着け、白足袋にわら草履を履く。太刀は里芋の茎にかぼちやの鏝をはめ、格好良く差している。神幸用具や衣装には池宮さんにちなんで池の紋が着けられている。

行列は沿道の見物人を楽しませながら新池に到着すると、神官が悪魔払いの矢を放ったのを合図に御輿を勢いよく池の中に投げ込み祭りは終わりを告げる。



新池にて御輿の投げ込み



人事異動

◆中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所（10月1日付）

新	旧	氏名
香川用水土器川沿岸農業水利事業所 庶務課長	斐伊川沿岸農業水利事業所 用地調整官	津吉洋文
香川用水土器川沿岸農業水利事業所 用地課 用地係長	四国東部農地防災事業所 管理課 業務第1係長	戸屋政史
香川用水土器川沿岸農業水利事業所 庶務課 経理係	四国東部農地防災事業所 庶務課 経理第1係	尾崎知恵
中国四国農政局島根農政事務所 総務課長	香川用水土器川沿岸農業水利事業所 庶務課長	的場祥恭
中国四国農政局総務部人事課 管理係長	香川用水土器川沿岸農業水利事業所 用地課 用地係長	伊村仁志

会と催し

開催月日	会の名称	開催場所
9月10日	小豆島町耕作放棄地対策協議会幹事会	小豆島町
11日	平成21年度水土里情報利活用促進事業中国四国ブロック会議	岡山市
14日 ～18日	平成21年度全国管理専門指導員研修	埼玉県
16日	三豊市担い手育成総合支援協議会担当者会	三豊市
16日 ～18日	平成21年度実践技術研修（環境配慮設計・工法コース）	岡山市
17日	耕作放棄地再生利用計画（詫間町積地区）打合せ会	三豊市
17日 ～18日	平成21年度農業集落排水施設管理技術研修会	愛媛県
24日	香川県農業会議常任会議員会議	高松市
〃	三豊地区土地改良協議会第2回役員会	観音寺市
10月28日 ～10月2日	平成21年度実践技術研修（ストックマネジメント（土木・施設機械））	岡山市
29日	全国土地改良事業団体連合会理事会	東京都
〃	平成21年度第6回観音寺市担い手育成総合支援協議会幹事会	観音寺市
10月29日 ～10月2日	平成21年度土地改良換地土特別研修	東京都
1日	中国四国土地改良事業団体連合会事務部会	鳥取県
1日 ～2日	平成21年度換地計画作成研修会	高松市
〃	平成21年度基幹水利施設管理技術者育成支援事業中国四国ブロック研修協議会	鳥取県
2日	高松市担い手育成総合支援協議会総会並びに高松市農業振興地域整備促進協議会総会	高松市
5日 ～9日	平成21年度実践技術研修（事業管理コース）	岡山市
9日	平成21年度香川用水地区土地改良施設用地調整検討委員会	高松市